

通所介護 重要事項説明書

株式会社のもと

デイサービス綾部山荘

〒671-1301

兵庫県たつの市御津町黒崎1658-1

TEL 079-322-8878

FAX 079-322-8877

通所介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社のもと
代表者名	代表取締役 野本 利明
住所	兵庫県たつの市御津町黒崎268
電話	079-322-0930
FAX	079-322-0932

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称等

事業所名	株式会社のもと デイサービス綾部山荘
事業所番号	2874100569
管理者	野本 昌子
所在地	兵庫県たつの市御津町黒崎1658-1
TEL	079-322-8878
FAX	079-322-8877
利用定員	月～金曜日 35名 土曜日 10名

(2) 事業所の職員体制

従業員の職種と人数

管理者	常勤（訪問介護管理者兼務）	1名
看護職員	常勤（機能訓練指導員兼務）	1名
生活相談員	常勤	1名
介護職員		4名

(3) 事業の実施地域

たつの市御津町、揖保川町、揖保郡太子町、姫路市網干区、大津区
勝原区、余部区、広畑区

* 上記以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

月曜日から土曜日

営業時間

9:20～16:30

営業しない日

日曜日・祝日・年末年始

(12月30日から1月3日まで)

3. サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービスの内容

- ①生活指導（相談援助等）
- ②機能訓練（日常動作訓練）
- ③介護サービス
- ④介護方法の指導
- ⑤健康状態の確認
- ⑥送迎
- ⑦給食サービス
- ⑧入浴サービス
- ⑨その他利用者に対する便宜の提供

食事	栄養士のたてる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事サービスの利用は任意です。
入浴	入浴又は清拭を行います。車椅子をご利用の方も可能です。 入浴サービスは任意です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の

自立についても適切な援助を行います。

機能訓練 機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、
身体機能の低下を防止するよう努めます。

<当施設の保有するリハビリ器具>

歩行器	2台
車椅子	5台
平行棒	1台
自動自転車こぎ	1台
自力自転車こぎ	1台
昇降台	1台

生活指導 利用者の生活面での指導・援助を行います。

健康チェック 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

相談及び援助 利用者とその家族からのご相談に応じます。

送迎 ご自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。

費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割もしくは2割(介護保険負担割合証に基づきます)が利用者の負担額となります。負担額については、別紙ご参照下さい。

- ① 料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ② 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談下さい。
- ③ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○通常要する時間を越えるサービス

お客様の希望により、通常提供する通所介護サービスの所要時間を越えてサービスを提供する場合は、該当する所要時間の利用料から通常要する

所要時間の利用料を差し引いた額に50円から100円を加算し負担していただきます。

○その他

①食材料費 食事サービスを受ける方は、材料費の実費が必要となります(800円)。

②紙パンツ代 紙パンツを使用する方は、紙パンツ代の実費が必要となります(紙パンツ100円、パット50円)。ご家庭の方で用意されても結構です。

○事業の実施地域外の送迎費

2-(3)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、送迎費の実費が必要となります

○その他の費用

提供される通所介護サービスの中で、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

○キャンセル料

お客様の都合により、サービスをキャンセルする場合は、当日のAM 8:30までにご連絡下さい。AM 8:30以降の連絡につきましては、キャンセル料として、食事代の¥800をお支払いいただきます。

(3) 利用料のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、自動口座引き落としか、集金にてお支払い下さい。

*入金確認後、領収証を発行します。

4. 事業所の特色等

(1) 事業所の目的

事業所の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者(以下「介護職員等」という。)が要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練

を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(3) その他

○通所介護計画の作成及び事後評価

当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて通所介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載してお客様に説明の上交付します。

○従業員研修

年2回、事業所内の研修を行っています。又、事業所外研修は、その内容に応じて適宜参加いたします。

5. サービス内容に関する苦情等相談窓口

○当事業所お客様相談室

窓口責任者	管理者	野本 昌子
利用時間		8:00~17:30
利用方法	電話	079-322-8878
	面接	当事業所1階相談室
	苦情箱	玄関に設置

○たつの市御津総合支所 地域振興課

住所	たつの市御津町苅屋356-1
電話	079-322-1451

○西播磨県民局 龍野健康福祉事務所 監査指導課

住所	たつの市龍野富永1311-3
電話	079-163-3711

○たつの市役所 高年福祉課

住所	たつの市龍野町富永1005-1
電話	079-164-3155

○姫路市役所 介護保険課

住所	姫路市安田4丁目1番地
電話	079-221-2853

○揖保郡太子町役場 高年介護課

住所	太子町鶴280番地1
電話	079-276-6715

○兵庫県国民健康保険団体連合会

住所 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801
電話 078-332-5601

6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変があった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

○主治医

病院名
所在地
氏名
電話番号

○緊急時連絡先（家族等）

氏名（続柄）
住所
電話番号

7. 非常災害時の対策

非常時の対応 別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

避難訓練及び防災設備

別途定める消防計画にのっとり、年2回避難訓練を行います。

設備名称 たつの消防本部直通電話設置

個数等

屋内消火栓	あり
自動火災報知器	あり
ガス漏れ探知機	あり
誘導等	5か所

カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。

防火管理者：野本 昌子

8. サービス利用にあたっての留意事項

- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- サービス利用契約中のハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言や行動をする・叫ぶなど)

9. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には書類を交付し、利用者にその内容を口頭で説明します。

10. 記録の保管

通所介護サービス提供するにあたり、記録を整備し、その完結の日から5年
年間保存します。